

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

中国での外国人の社会保険の強制加入について

Q 中国で働いている外国人に**社会保険の加入が義務付けられた**と聞きましたが、具体的にどのように対処したらよいかかわからず、困っております。外国人の加入についての取り扱いは、どのような経緯で発表され、現在どこまで明文化されているのでしょうか？

解説

2011年7月1日に施行された社会保険法で、「**外国人が中国国内で就業する場合は、社会保険に加入する**」と規定されたが、この時点では義務が任意かわからなかった。しかし、2011年9月に中国国内において就業する外国人の社会保険の加入にかかる暫定施行弁法（以下、「**暫定弁法**」という）が發布され、**社会保険への加入が強制であることが明確化された**。

1. 概要

「暫定弁法」は全部で、第12条までありその概要は以下のとおりです。

加入義務者：中国の企業に雇用される外国人、外国法人の駐在員事務所で働く外国人

手続き：外国人が就業する企業や事務所で、就業証書の手続きをした日から30日以内に社会保険登記の手続きをする。

加入内容：1) 従業員基本養老保険(=年金)、2) 従業員基本医療保険(=通院医療費)、3) 労働災害保険(=労災)、4) 失業保険、5) 生育保険(=出産保険料)

施行日：2011年10月15日

2. 問題点

まだ、具体的な細則が出ていないため、取り扱いが不明確な部分が多く、以下のような問題があります。

(ア)加入により**享受できる待遇が不明確**。

(イ)日本と中国は社会保障協定が未締結のため、**保険料が二重払いになる可能性がある**。
(2013年の締結を目指し、10月に両国間で社会保障協定の協議を開始した)

(ウ)保険料は7月にさかのぼって納付するのか、施行日の10月以降納付するのか、不明。

(エ)企業のコストアップにつながる。(**一人月額7万円のアップ**になるという試算も。)

3. 各地方の動き

現在、下記のように地方によって方針がまちまちのようです。

北京市...既に外国人の社会保険加入の手続きに関する通達を出し、**11月から徴収予定**

山東省...**徴収する**方針を固めた模様

上海市...当面**徴収しない**方針を固めた模様

華南エリア...各地方政府ともに**北京や上海の動きを様子見**

要するに...

中国で働く外国人が社会保険に強制加入になることは間違いありませんが、しかし、具体的な納付方法や徴収時期などが、一向に見えてこないのが現状です。とはいえ、企業にとっては**かなりのコストアップにつながる**ことは間違いないので、常に最新情報を収集しておくことは大切なことでしょう。